

【目次】

社会福祉法人の監査における指摘事項と解釈

I 法人運営		
1 定款		
	I-1-(1)	定款への記載事項
	I-1-(2)	定款への記載事項
	I-1-(3)	定款への記載事項
	I-1-(4)	定款への記載事項
	I-1-(5)	登記簿への記載
	I-1-(6)	業務執行状況報告
2 評議員・評議員会		
	I-2-(1)	評議員の資格
	I-2-(2)	評議員の欠席
	I-2-(3)	評議員会の招集通知
	I-2-(4)	評議員会の招集通知の省略
	I-2-(5)	評議員会の開催方法
	I-2-(6)	評議員会の議事録
	I-2-(7)	役員との特殊の関係
	I-2-(8)	評議員会の招集通知
	I-2-(9)	評議員の再任
	I-2-(10)	評議員会の決議
	I-2-(11)	評議員の人数
	I-2-(12)	評議員会の開催通知
	I-2-(13)	選任・解任委員会の決議
3 理事		
	I-3-(1)	適格者の確認
4 監事		
	I-4-(1)	監事の欠席
	I-4-(2)	監事の欠席
	I-4-(3)	監事の選任（重任）
	I-4-(4)	適格者の確認
5 理事会		
	I-5-(1)	理事の欠席
	I-5-(2)	理事会の開催方法
	I-5-(3)	理事会の審議状況
	I-5-(4)	理事会の審議状況
II 事業		
1 事業一般		
2 社会福祉事業		
3 公益事業		
	II-3-(1)	適格者の確認
III 管理		
1 人事管理		
2 資産管理		
3 会計管理		
	III-3-(1)	契約事務手続き
	III-3-(2)	契約事務手続き
	III-3-(3)	契約事務手続き
	III-3-(4)	経理関係帳簿の整備等
	III-3-(5)	経理関係帳簿の整備等
	III-3-(6)	経理関係帳簿の整備等
	III-3-(7)	経理関係帳簿の整備等
	III-3-(8)	経理関係帳簿の整備等

Ⅲ-3-(9)	経理関係帳簿の整備等
Ⅲ-3-(10)	経理関係帳簿の整備等
Ⅲ-3-(11)	経理関係帳簿の整備等
Ⅲ-3-(12)	経理関係帳簿の整備等
Ⅲ-3-(13)	経理関係帳簿の整備等
Ⅲ-3-(14)	経理関係帳簿の整備等
Ⅲ-3-(15)	経理規程等
Ⅲ-3-(16)	経理規程等
Ⅲ-3-(17)	経理関係帳簿の整備等
Ⅲ-3-(18)	経理関係帳簿の整備等
Ⅲ-3-(19)	経理関係帳簿の整備等
Ⅲ-3-(20)	経理関係帳簿の整備等
4	その他
Ⅲ-4-(1)	無料低額事業

社会福祉法人の監査における指摘事項と解釈

※ 区分ごとに指摘事項があれば、今後、追加されます。

令和8年3月31日時点

区分	項目	整理番号	指摘事項の内容	解釈（根拠法令等）
I 法人運営				
1 定款				
	定款への記載事項	I-1-(1)	定款に規定された事業が経営されていない。	定款には、「社会福祉事業の種類」を定め、記載することとされております。このため、実施する見込みのない事業は、定款から削除してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第31条第1項
	定款への記載事項	I-1-(2)	居宅介護支援事業が、他の社会福祉事業と一体でなく、独立して経営されており、定款に記載がない。	独立した居宅介護支援事業は、公益事業にあたります。公益事業として定款に記載してください。 なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えありません。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人の認可について（厚生労働省平成12年12月1日付課長連名通知）別紙1社会福祉法人審査要領 第1社会福祉法人の行う事業 2 公益事業
	定款への記載事項	I-1-(3)	定款に記載の業務執行理事を置いていない。	定款に「業務執行理事を置く。」と規定し、業務執行理事を設置していない場合、定款違反になるおそれがあります。将来的に業務執行理事を置かない場合は、定款から削除してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第31条第1項、第45条の16第2項第2号
	定款への記載事項	I-1-(4)	定款の第2種社会福祉事業のうち特定相談支援事業及び老人デイサービス事業は、実施する見込みのない事業であることが確認された。	定款と実際の事業内容を一致させる必要があることから、実施見込みのない事業は定款から削除してください。 【根拠法令等】 社会福祉法第31条第1項
	登記簿への記載	I-1-(5)	経営事業の一部の記載が、登記簿から漏れている。	社会福祉法人における登記すべき事項の目的欄には、『定款の記載事項である「目的」及び「社会福祉事業の種類」、「公益を目的とする事業を行う場合」や「収益事業を行う場合」は、その（事業）種類』を記載し、定款と一致させる必要があります。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第29条 ・組合等登記令第2条
	業務執行状況報告	I-1-(6)	理事長が報告する業務執行状況を定款に定める回数で報告していない。	法人のガバナンス強化と透明性確保のため、理事長が自己の業務執行状況を理事会に報告することは義務となっており、その回数は3カ月に1回以上（定款で毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上と定めている場合はその回数）となっております。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の16第3項
2 評議員・評議員会				
	評議員の資格	I-2-(1)	法人の職員が評議員に選任されている。	社会福祉法人の評議員は、「適正な運営に必要な識見を有する者」から選任され、役員や職員との兼務は不可とされております。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第40条

区分	項目	整理番号	指摘事項の内容	解釈（根拠法令等）
	評議員の欠席	I-2-(2)	評議員が年度中、全て欠席している。	年度中に全て欠席した評議員は、実質的な業務不参加とみなされ、選任の適格性も問われます。 評議員会の開催は、欠席とならないような日程により行ってください。なお、それでも欠席が続くようであれば、評議員の変更を検討してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人の認可について（厚生労働省平成12年12月1日付部長局長連名通知）別紙1社会福祉法人審査基準第3法人の組織運営の1役員等(3)
	評議員会の招集通知	I-2-(3)	評議員会の招集通知が期限までに通知されていない。	評議員会の招集通知は、定款で定めた期間又は評議員会の1週間（中7日間）以上前にしなければなりません。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び第182条
	評議員会の招集通知の省略	I-2-(4)	評議員全員の同意により招集の通知を省略したが、開催日時等について理事会の決議を経えていなかった。	評議員会の招集通知を省略する場合であっても、その評議員会の日時、議題等について理事会の決議を得る必要があります。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条
	評議員会の開催方法	I-2-(5)	評議員会の欠席者の決議権が書面により行われた。	評議員会の決議は、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数で決議します（通常決議）。 監事の解任、定款の変更、事業譲渡など重要事項は、出席評議員の3分の2以上の多数決が必要です（特別決議）。 決議の省略（みなし決議）は、評議員会の議題について、議決権のある評議員全員が書面又は電磁的記録で同意の意思表示をした場合、決議があったものとみなされます。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の9 ・一般社団法人及び一般財団法人法189条1項（通常決議）、同法189条2項（特別決議）、同法194条1項（みなし決議）
	評議員会の議事録	I-2-(6)	評議員会の議事録に作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。	評議員会の議事録には、「開催された日時及び場所」「議事の経過要領及びその結果」「評議員会での意見又は発言の内容の概要」「出席者氏名」「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」などを記載する必要があります。 【根拠法令等】 ・社会福祉法施行規則第2条の15
	役員との特殊の関係	I-2-(7)	評議員と監事が配偶者関係であることが確認された。	社会福祉法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にある者を評議員に選任することができません。 特殊の関係にある者とは、「① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者」「② 当該評議員又は役員に雇用されている者」「③ ①、②の者以外で、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」「④ ①から③の者の配偶者」「⑤ ①から③の者の三親等以内の親族であり、これらの者と生計を一にするもの」などである。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第40条
	評議員会の招集通知	I-2-(8)	評議員会の招集通知に記載しなければならない事項について、理事会で決議するより前に通知が発出されている。	評議員会の招集通知に記載する事項（議題など）は、原則として理事会で決議した内容に基づいて作成・発送しなければなりません。よって、理事会の前に発出することはできません。 【根拠法令等】 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項、第182条第1項

区分	項目	整理番号	指摘事項の内容	解釈（根拠法令等）
	評議員の再任	I-2-(9)	評議員の再任を理事会の議決で行っている。	評議員の再任は、評議員の新任と同様の手続きとなります。 ①理事会を開催し、評議員の選任候補者の推薦について決議する。②評議員選任・解任委員会を開催し、評議員の選任について決議する。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第39条
	評議員会の決議	I-2-(10)	出席した評議員の人数が、現員の過半数を満たさず、決議を行っている。	評議員会は、評議員総数の決議要件（過半数）の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできません。このため、評議員会を開催し直す必要があります。 対応にあたっては、評議員会を中止し、改めて理事会を開催し、評議員会の日時場所等の招集通知に記載すべき事項の決議を行ってください。評議員会は日時等の調整を十分に行い、欠席者がいないように配慮してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の9第6項
	評議員の人数	I-2-(11)	在任する評議員と理事の人数が同数である。	在任する評議員の人数は定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていなければなりません。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第40条第3項
	評議員会の開催通知	I-2-(12)	決算に関する理事会の開催日から定時評議員会の開催日までの期間が2週間（中14日）未満である。	定時評議員会の開催日は、計算書類の備え置き及び閲覧の関係から、決算に関する理事会から2週間（中14日間）以上確保することとされており、 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の9第1項、同条第10項において準用する一般法人法第194条第1項、同法第45条の32第1項
	選任・解任委員会の決議	I-2-(13)	欠席した外部の評議員選任・解任委員が書面での決議を行っていた。	評議員の選任・解任委員会は、中立的な立場から構成員になっておりますので、決議にあたっては、委員の意見が反映できるように実施するようにしてください。 【根拠法令等】 社会福祉法第39条
3 理事				
	適格者の確認	I-3-(1)	適格者であることを書類等で確認せずに、理事・監事の選任手続きを行っている。	候補者が欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にある者がいないこと、暴力団等の反社会的勢力に属するものではないことを履歴書や誓約書等で確認することになりますので、必ず徴するようにしてください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第44条 ・社会福祉法人の認可について（厚生労働省平成12年12月1日付部長局長連名通知）別紙1社会福祉法人審査基準第3法人の組織運営の1役員等(5)、(6)
4 監事				
	監事の欠席	I-4-(1)	監事が2回連続で理事会を欠席している。	監事は、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす重要な役割を担っています。欠席が続くようであれば、選任の適格性も問われ、指導の対象になる場合があります。 このため、理事会の開催にあたっては、欠席とならないような日程により行ってください。なお、それでも欠席が続くようであれば、監事の変更を検討してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人の認可について（厚生労働省平成12年12月1日付課長連名通知）別紙1社会福祉法人審査基準第3法人の組織運営の1役員等(3)

区分	項目	整理番号	指摘事項の内容	解釈（根拠法令等）
	監事の欠席	I-4-(2)	監事全員が欠席したことが確認された。	監事は、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす重要な役割を担っています。 このため、理事会の開催にあたっては、全員欠席とならないよう日程調整を十分に行うようにしてください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第1項
	監事の選任（重任）	I-4-(3)	監事の選任（重任）に関する議案を評議員会に提出する際、監事の過半数の同意を得ていない。	監事の選任（重任）議案を評議員会に提出するには、現監事の過半数の同意が必要です。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第43条第1項、同条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項
	適格者の確認	I-4-(4)	適格者であることを書類等で確認せずに、理事・監事の選任手続きを行っている。	候補者が欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にある者がいないこと、暴力団等の反社会的勢力に属するものではないことを履歴書や誓約書等で確認することになりますので、必ず徴するようにしてください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人の認可について（厚生労働省平成12年12月1日付部長局長連名通知）別紙1社会福祉法人審査基準第3法人の組織運営の1役員等(5)、(6)
5 理事会				
	理事の欠席	I-5-(1)	理事が2回連続で理事会を欠席している。	理事の欠席は、理事会の定足数を満たせず、重要な決議ができなくなる可能性があるとともに、「法人の実質的な運営に参画できない者を役員として名目的に選任することは不適當」という基準に基づき、指導の対象となることがあります。 このため、理事会の開催にあたっては、欠席とならないよう日程調整を図ってください。なお、それでも欠席が続くようであれば、理事の変更を検討してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人の認可について（厚生労働省平成12年12月1日付課長連名通知）別紙1社会福祉法人審査基準第3法人の組織運営の1役員等(3)
	理事会の開催方法	I-5-(2)	理事会の欠席者の決議権が書面により行われた。	社会福祉法人における理事会は、原則として出席者のみに議決権が認められており、書面や代理人による議決権行使は認められていません。 この原則は、「理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と規定されていることによります。これは、理事会が単なる書面審議ではなく、理事間の意見交換や討議を通じて意思決定を行うことを目的としているためです。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の14第4項
	理事会の審議状況	I-5-(3)	理事会の定足数を満たさず開催している。	決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数である必要があります。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の14第4項
	理事会の審議状況	I-5-(4)	理事の利益相反取引等について理事会決議を得ていない。	自己取引その他理事の競業及び利益相反取引については、理事会の決議が必要となるため決議を得て契約を行ってください。あわせて、特別の利害関係を有する理事は決議に加われないことに留意してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、社会福祉法第45条の14第5項

区分	項目	整理番号	指摘事項の内容	解釈（根拠法令等）
II 事業				
1 事業一般				
2 社会福祉事業				
3 公益事業				
	定款への記載事項【再掲】	II-3-(1)	居宅介護支援事業が、他の社会福祉事業と一体でなく、独立して経営されており、定款に記載がない。	独立した居宅介護支援事業は、公益事業にあたります。公益事業として定款に記載してください。 なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えありません。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人の認可について（厚生労働省平成12年12月1日付課長連名通知）別紙1社会福祉法人審査要領 第1社会福祉法人の行う事業 2 公益事業
4 収益事業				
III 管理				
1 人事管理				
2 資産管理				
3 会計管理				
	契約事務手続き	III-3-(1)	単独随意契約とした根拠等が不明である。	価格による随意契約とする場合は、3社以上（契約の種類・金額に応じて2社以上）の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断することとされております。 その上で、単独で見積もりを徴する場合は、その理由・根拠等を明確にし、記録を残してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（厚生労働省平成29年3月29日付課長連名通知）1入札契約関係について（4）
	契約事務手続き	III-3-(2)	多額の借財を理事会の議決を得ずに借入の契約を行っている。	多額の借財（専決規程等がなく、理事長等に多額ではない借入の権限が委任されていない場合は、全ての借財）は、法人の経営に影響を与えるおそれがあるので、理事会は理事長等に委任することができません。必ず理事会の議決を得てください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の13第4項第2号
	契約事務手続き	III-3-(3)	法人経理規程にある契約手続きの際の発議書等の作成が省略されている。	発議書の作成は、取引の必要性、内容の妥当性、予算などを確認し、組織としての意思決定プロセスを明確にするための重要な文書です。作成の省略により不適切な取引や不正な支出が発生するリスクが高まりますので、法人経理規程に基づき、適正に行ってください。 【根拠法令等】 ・法人経理規程
	経理関係帳簿の整備等	III-3-(4)	1法人1拠点の場合に、本部サービス区分を設定した計算書類が作成されていない。	社会福祉法人は原則として「事業区分」「拠点区分」「サービス区分」ごとに計算書類を作成する必要があります（一定の要件を満たす場合は省略可）。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人会計基準第7条の2
	経理関係帳簿の整備等	III-3-(5)	資金の借入が借入金明細書に記載されていない。	借入金は借入金明細書に必ず記載しなければなりません。記載されていない場合は、記載漏れや誤記、会計処理誤りなどが考えられますので、確認してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人会計基準第30条

区分	項目	整理番号	指摘事項の内容	解釈（根拠法令等）
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(6)	拠点区分ごとに「計算書類の注記」が、作成されていない。	社会福祉法人会計では、原則として法人全体、事業区分別、拠点区分別に計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）の作成と、それに付随する法人全体及び拠点区分で注記の作成が義務付けられています。作成されていない場合は、単純なミスが考えられますので、確認してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人会計基準第29条
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(7)	計算書類に対する注記にサービス区分が記載されていない。	経理規程に規定されているサービス区分と実際に運営しているサービス区分が相違ないか確認の上、注記にサービス区分を記載してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人会計基準第29条
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(8)	補助金等事業収益明細書が作成されていない。	補助金事業等収益明細書は「補助金」がある場合に法人単位で作成します。 補助金事業等収益には、「借入金利息補助金収益」、「施設整備等補助金収益」、「設備資金借入金元金償還補助金収益」、「保育事業補助金収益」などがあります。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人会計基準第30条
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(9)	財産目録の資産の部の「貸借対照表価額」の額と法人単位貸借対照表の資産の部の額の一部相違がある。	額の相違には、勘定科目の集計漏れ、固定資産の評価方法（取得価額と償却累計額の差）、資産計上範囲のズレ（未実現損益、関連当事者取引など）、期ズレ、又は単純な集計ミス（入力ミスや転記ミス）に加え、事業区分や拠点区分ごとの内訳とのズレなどが考えられますので、確認してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人会計基準第33条
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(10)	経理規程にある附属明細書の「就労支援事業別事業活動明細書」が作成されていない。	就労支援事業を行う法人は「就労支援の事業の会計処理の基準」に従って経理を区分し、この明細書を作成することが求められています。経理処理の担当者への指導や、経理規程に基づく適切な運用フローを作成するなどして改善してください。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人会計基準第30条
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(11)	計算書類の「資金収支計算書」について理事会及び評議員会の承認を受けていない。	資金収支計算書などの計算書類は、法律や定款に基づいて、監事の監査を受けた上で、理事会や評議員会で承認を得る必要があります。承認が遅れることで、融資や補助金の申請など、計算書類の提出が必要な場面で支障が出る可能性があります。 【根拠法令等】 ・社会福祉法第45条の28、同法第45条の30
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(12)	法人内各拠点の会計責任者の辞令等が確認できない。	社会福祉法人の会計責任者とは、理事長から委任を受け、法人の会計事務全般を統括・執行する責任者で、出納職員が作成した会計伝票のチェックや承認、月次計算書類の作成、統括会計責任者への報告などを担当します。その会計責任者は、法人各拠点に置く必要があります。監査では、辞令等により任命を確認します。 【根拠法令等】 ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（厚生労働省令和3年11月12日付課長連名通知）別紙1管理組織の確立(1)(2)

区分	項目	整理番号	指摘事項の内容	解釈（根拠法令等）
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(13)	各拠点・サービス区分の出納職員の辞令等が確認できない。	<p>社会福祉法人の出納責任者（出納職員）は、現金・預金の出し入れや会計伝票の作成など、実際の経理実務を担う職員で、会計責任者の監督のもと、経理規程に基づき任命され、現金の管理と日々の取引記録を正確に行う責任を持ちます。その出納責任者（出納職員）は、各拠点区分に置く必要があり、監査では辞令等により任命を確認します。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（厚生労働省令和3年11月12日付課長連名通知）別紙1管理組織の確立(1)(2)
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(14)	借入による契約書等が作成されておらず、契約の内容を示す書類も確認できない。	<p>借入による契約書等を作成せず、また、契約の内容を示す書類もないと、後々のトラブルに発展するリスクが非常に高くなり、裁判などの法的手続きが必要になった場合、対抗できなくなるおそれがありますので、借入の大小に関わらず、契約書等を整備するようにしてください。なお、多額の借財の場合は、理事会の承認が必要となりますので留意してください。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第45条の13第4項第2号
	経理規程等	Ⅲ-3-(15)	経理規程に過去廃止したサービス区分が残っている。	<p>経理規程は、法人の会計処理の根拠となる重要な内部統制文書であり、実態と異なる内容が残っていると、誤った会計処理のリスクや、監査時の指摘事項につながる可能性があります。このため、定期的に確認の上、必要に応じて見直しをしてください。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（厚生労働省令和3年11月12日付課長連名通知）別紙1管理組織の確立(4)
	経理規程等	Ⅲ-3-(16)	理事会が理事長等の理事に借入契約を委任する場合に、具体的な額を規程等に定めていない。	<p>理事会が理事長等の理事に委任できる借入額を定めていないと、なぜその借入が「多額でない」と判断されたのかの説明責任を果たせず、また、理事長が過大な借入れをした際に理事会として責任を問う基準が曖昧となるなど、不適切な借入をチェックする機能が働かなくなり、法人運営上の問題が生じる可能性があります。このため、多額の借財の範囲の規定がない場合は、定めるようにしてください。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第45条の13第4項第2号 ・社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について 5の(2)ウ及び(6)エ、社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(17)	前年度の商品・製品及び原材料などの棚卸資産の計算書類に誤りがあった。	<p>間違った原因を分析し、再発防止策を講じるとともに、複数職員による二重チェックなどにより対応してください。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人会計基準第33条
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(18)	引当金明細書及び積立金・積立資産明細書を作成していない。	<p>引当金は引当金明細書に記載しなければなりません。記載されていない場合は、記載漏れや誤記、会計処理誤りなどが考えられますので、確認してください。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人会計基準第30条
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(19)	計算書類の勘定科目を適切に設定していない。	<p>勘定科目は「社会福祉法人会計基準別表1～第6」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項」に従い適切に設定してください。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人会計基準別表 ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（厚生労働省令和3年11月12日付課長連名通知）別添3勘定科目説明

区分	項目	整理番号	指摘事項の内容	解釈（根拠法令等）
	経理関係帳簿の整備等	Ⅲ-3-(20)	財産目録の場所・物量等及び使用目的等の記載がない。	<p>財産目録は社会福祉法人会計基準第31条～34条及び運用通知※別紙4に基づき作成してください。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人会計基準第31条から第34条 ・※社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて別紙4
4 その他				
	無料低額事業	Ⅲ-4-(1)	「無料低額介護老人保健施設利用事業」の実施にあたり、10%以上の要件を満たしていない。	<p>当該事業は、生計が困難な方に対し、無料又は低額な費用で施設を利用できるようにすることに対して、事業に使用する固定資産が固定資産税・都市計画税の減免または非課税の対象となる制度です。制度を受けるためには、利用料減免規程で定める要件を満たすようにしてください。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について（厚生労働省平成13年7月23日局長通知）